

訪問介護事業(介護保険)ができること・できないこと

日常生活の援助(家事援助)の場合

※本人が日常生活で支障のあることについて援助いたします。本人以外に対する援助には対応できません。

○ できること

(例) ・調理や配膳、片付け ・食事の見守り ・普段過ごす場所の掃除 ・洗濯 ・買い物代行 ・薬、郵便の受取 ・ゴミ出し

・衣服の整理 ・ベッドメイク ・布団干し ・通院の同行



× できないこと

(本人以外の援助行為や、最低限の日常生活に必要なこと)

(例) ・金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり ・使わない部屋の掃除 ・家族や来訪者に対するサービスの提供 ・行事食作り

・酒、煙草類の購入 ・洗車 ・農作業 ・家電、家具の移動や修理 ・窓拭き ・大掃除(室内照明の傘掃除、はたきかけ、クモの巣

取り等) ・入院先のお見舞 ・ペットの世話 ・庭の手入れ ・親族が自宅にいる時のサービス ・ヘルパーや利用者の車に乗る事



訪問介護事業(介護保険)ができること・できないこと

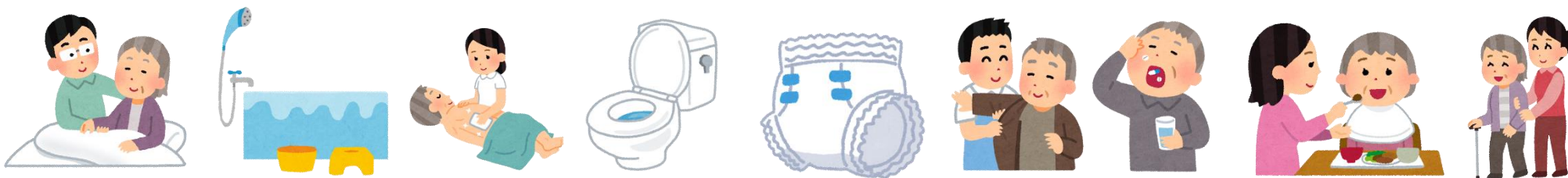
直接体に触れて行う援助(身体介護)の場合

○ できること

(例) ・起床介助 ・入浴介助、清拭 ・就寝介助 ・体位交換 ・排泄介助 ・衣服の着脱 ・服薬介助 ・食事介助 ・整容介助 ・通院の付き添い
・車イスでの移動や歩行の介助 ・乗車、降車のための介助

軟膏塗布、湿布塗布、点眼、座薬挿入、体温、血圧測定、整容、耳掃除、ひげそり、爪切り

※ _____については内容の確認が必要です。



× できないこと

(本人以外の援助行為や、最低限の日常生活に必要なこと)

(例) ・医療行為 ・理美容やマッサージ ・病院受診待ち時間の付き添い ・利用者、ヘルパーの自家用車を運転しての送迎

